

(別添資料)

【別表 1】 原科研処理場許可基準規則への対応と後段規制の関係

【別表 2】 試験炉技術基準規則への適合性確認整理表

【別表 3】 放射性廃棄物処理場の新規制基準対応に係る設工認申請一覧

別表1 原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明			設置変更許可申請			設工認申請														保安規定		対象施設等											
			設計、説明			具体的な設計														申請回	保安規定		下部規定へ										
			後段での対応	設備機器等	運用による	設備機器等	No. ()付きは、新規制基準対応に基づく設工認申請対象																	保安規定	評価								
							a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m							n							
第3条	地盤	耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	○	○	○	(1)	(32)	(99)	(135)	(167)	216	219	221	224	231	227 228	234	(242)	(250)			既認可及び (2-1,2) (5-1) (8-1,2,3) (9-9)			a ~ n								
第4条	地震	耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。	○	○	○	(1)	(32)	(99)	(135)	(167)	216	219	221	224	231	227 228	234	(242)	(250)			既認可及び (2-1,2) (5-1) (8-1,2,3) (4-1) (6-2) (9-5) (9-9)			a ~ n								
第5条	津波	遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(223)	(226)	(233)	(230)	(236)	(244)	/			(7-1)			h ~ m
第6条	外部事象対策 (自然現象)	洪水・降水	考慮不要																														
		風(台風)対策	風荷重に対する設計は、建築基準法に基づいて行う。このため、風(台風)による被害を受けるおそれはない。			○	○	○	1	32	99	135	167	216	219	221	224	231	227 228	234	242	(250)			既認可			a ~ e k ~ n					
		竜巻対策	F1竜巻+随伴事象の発生を考慮しても安全機能を損なわない設計とする。			○	○	○	○	(1)	(32)	(99)	(135)	(167)	(216)	(219)	(221)	(224)	(231)	(227) (228)	(234)	(242)	(250)		○	(3-1) (9-1)	○	○	a ~ n				

別表1 原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明	設置変更許可申請			設工認申請																	保安規定		対象施設等					
	設計、説明			具体的な設計																	申請回	保安規定		下部規定へ				
	後段での対応	設備機器等	運用による	設備機器等	No. ()付きは、新規制基準対応に基づく設工認申請対象														保安規定	評価								
					a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n										
第6条	外部事象対策 (自然現象)	凍結対策	放射性廃棄物の廃棄施設の主要な設備は、建家内に設置されており、凍結の影響を受けることはない。また、コンクリート製の建家及び躯体、遮蔽蓋、遮蔽体が凍結により影響を受けることはない。	○	○	○	1	32	99	135	167	216	219	221	224	231	227 228	234	242	250			既認可			a ~ n		
		積雪対策	茨城県建築基準法関係条例に基づく垂直積雪量(東海村は30cm)を参考に、積雪量は40cmを想定して設計する。このため、積雪による被害を受けるおそれはない。	○	○	○	1	32	99	135	167	216	219	221	224	231	227 228	234	242	(250)			既認可			a ~ n		
		落雷対策	必要な施設及び設備には、JISに準拠した避雷針を設ける。	○	○	○	(3)	(33)	/	(136)	(168)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			(9-1)			a, b, d, e	
		地滑り	考慮不要																									
		火山対策	降下火砕物の層厚は極微量であり、影響を受けるおそれはない。(考慮不要)																									
		火山対策	万一の降灰に備え、必要な対策(運転停止、火山灰除去)を行う。	○		○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				○	○	a ~ n
		生物学的事象	換気系が枯葉等の影響を受けないように設計する。	○	○	○	(16)	(47)	(112)	(151)	(184)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			(9-1)			a ~ e	
		森林火災対策	各施設の主要構造材は不燃性材料を使用する。	○	○	○	1	32	99	135	167	216	219	221	224	231	227 228	234	242	250			既認可			a ~ n		
		森林火災対策	内部火災に至らないことを確認する。	○	○	○	(1)	(32)	(99)	(135)	(167)	(216)	(219)	(221)	(224)	(231)	(227) (228)	(234)	(242)	(250)		○	(3-1) (9-1)			a ~ n		
		森林火災対策	施設周辺の草木の管理その他必要に応じた対策を講じる。	○		○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				○	○	a ~ n	
	自然現象の組合せ	考慮不要																										
外部事象対策 (人為事象)	飛来物(航空機落下等)	考慮不要																										
	ダム崩壊	考慮不要																										
	爆発対策	所内の敷地内に設置するLNGタンク等の爆発による影響を考慮して設置する。	○			(1)	(32)	(99)	(135)	(167)	(216)	(219)	(221)	(224)	(231)	(227) (228)	(234)	(242)	(250)		○	(3-1) (9-1)			a ~ n			
	近隣工場の火災への対策	安全性に影響を与えるおそれがあるときは、必要に応じて防護対策をとる。 タンクローリーでLPGを所内運搬する場合には、運搬量を原子炉施設に影響を及ぼさない量に制限する。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			/	/	/	次行のとおり対応		
	有毒ガス	有毒ガスを使用する機器は、漏えいし難い構造とする。また、有毒ガスを使用する室にはガス漏れ検知器を配置するとともに、有毒ガスの供給源は建家の外に設ける。	○	○	○	/	/	/	/	(173) (203) (206) (209) (212)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			(9-1)			e		

別表1 原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明				設置変更許可申請			設工認申請														保安規定		対象施設等						
				設計、説明			具体的な設計														申請回	保安規定		下部規定へ					
				後段での対応	設備機器等	運用による	設備機器等	No. ()付きは、新規制基準対応に基づく設工認申請対象																	保安規定	評価			
								a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m							n		
第9条	溢水による損傷の防止等	管理区域外漏えい対策	廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。	○	○	○	(1)	(32)	(99)	(135)	(167)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(9-4)			a ~ e		
第10条	誤操作の防止	操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。		○		○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			○	○	a, b, c, e	
		操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。		○		○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			○	○	a, b, c, e
		有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。		○		○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			○	○	a, b, c, e
		運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。		○	○		/	34	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可				b
第11条	安全避難通路	容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。		○	○	○	(13)	(39)	(110)	(148)	(181)	/	/	/	/	/	/	(241)	(249)	(251)	/	/	(9-7)				a, b, c, d, e, l, m, n		
		照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。		○	○	○	(13)	(39)	(110)	(148)	(181)	/	/	/	/	/	/	/	(241)	(249)	(251)	/	/	(9-7)				a, b, c, d, e, l, m, n	
第12条	安全施設	安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるよう設計する。		○	○	○	1	32	99	135	167	216	219	221	224	231	227	234	242	(250)	/	/	既認可				a ~ n		
		焼却処理設備、金属溶融設備及び焼却・溶融設備は、高温の焼却灰や溶融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下(圧力上昇)を考慮し、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)が維持できるように設計する。		○	○	○	(2)	(34)	101	137	169	(217)	220	222	225	232	228	235	243	251	/	/	既認可及び(9-3)				a, e		
		廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。		○	○	○	(4)	35	102	138	170	218	/	/	/	/	/	229	237	245	252	/	/	既認可				a ~ f	
		運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。		○	○	○	(5)	36	106	(144)	172	/	/	/	/	/	/	/	238	246	253	/	/	既認可及び(3-3)(6-1)(6-2)(9-4)(9-8)(9-9)(9-11)			○	○	a ~ f
		飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。		○		○	(9)	39	107	145	174	/	/	/	/	/	/	/	241	249	254	/	/						

別表1 原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明	設置変更許可申請			設工認申請																保安規定		対象施設等		
	設計、説明			具体的な設計																申請回	保安規定		下部規定へ	
	後段での対応	設備機器等	運用による	設備機器等	No. ()付きは、新規制基準対応に基づく設工認申請対象														保安規定					評価
					a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n						
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	○	○	○	/	/	(127)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(9-2)		b, c	
	固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。	○	○	○	24	83	/	/	200	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可及び(9-3)		a, b, e	
	固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	○	○	○	(26)	(94)	/	/	(201)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(9-2)		a, b, e	
第23条 保管廃棄施設	処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	(28)	(95)	/	(165)	(214)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(250)	/	(9-8) (9-9)		a, b, d, e, n	
	発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	(29)	(96)	(132)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(9-8)		a, b, c, d, e	
	保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・NLについては、鉄筋コンクリート造の躯体及び可搬式の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	219	221	/	231	/	/	/	/	/	/	既認可		g, h, j	
	保管廃棄施設・M-2については、鉄筋コンクリート造の躯体及びコンクリート製の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	224	/	/	/	/	/	/	/	既認可		i	
	特定廃棄物の保管廃棄施設のうち、インパイルループ用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体及び遮蔽用のプラグにより、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	227	/	/	/	/	/	既認可		k	
	照射試料用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体及びコンクリート製の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	228	/	/	/	/	/	既認可		k	
	解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIについては、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	135	/	/	/	/	/	/	/	234	242	/	/	/	既認可		d, l, m	
第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、他の原子炉施設からの線量も含め、敷地境界外において年間50μGy以下となるように設計し、管理する。	○	○	○	/	/	/	135	/	/	219	221	224	231	227	228	234	242	/	○	○	既認可		g ~ n
	保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・M-2、保管廃棄施設・NLについては、土壌の遮蔽効果により直接ガンマ線を十分低減できる設計とする。これらのピットは、上部にコンクリート製の遮蔽蓋を設置できる構造とし、スカイシャインガンマ線を十分に低減できる設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	219	221	224	231	/	/	/	/	/	/	既認可		g ~ j	
	特定廃棄物の保管廃棄施設のうち、インパイルループ用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体構造、孔口に遮蔽体を備える構造とし、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	227	/	/	/	/	/	既認可		k	
	照射試料用については、鉄筋コンクリート製地下遮蔽体、孔口にコンクリート製の遮蔽体を備える構造とし、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	228	/	/	/	/	/	既認可		k	

別表1 原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明			設置変更許可申請			設工認申請														保安規定		対象施設等				
			設計、説明			具体的な設計														申請回	保安規定		下部規定へ			
			後段での対応	設備機器等	運用による	設備機器等	No. ()付きは、新規制基準対応に基づく設工認申請対象																	保安規定	評価	
							a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m							n
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIについては、建家の壁厚及び天井厚は、 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	○	○	○	/	/	/	135	/	/	/	/	/	/	/	/	234	242	/	既認可			d, l, m		
第25条	放射線からの従事者の防護	放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所用の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるよう設計する。	○	○	○	○	1	32 82 83 84 93	99	135	167	216	219	221	224	231	227 228	234	242	(250)	既認可及び(9-9)	○	○	a ~ n		
		管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な機材を備える。	○		○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			○	○	a ~ e
		各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。	○	○	○	○	/	45 46	101 102	146	169 170	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可	○	○	b ~ e	
		放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。	○	○	○	○	12	43	103	147	171	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可			a ~ e	
第28条	保安電源設備	考慮不要																								
第30条	通信連絡設備等	電話、放送設備、ページング設備等を設ける。	○	○	○	○	(14)	(41)	(111)	(149)	(182)	(218)	(220)	(222)	(225)	(232)	(229)	(235)	(243)	(252)	(3-2) (9-6)			a ~ n		
		施設内の事故現場指揮所と原科研内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。	○	○	○	○	/	(41)	(111)	(149)	(182)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(3-2) (9-6)			b ~ e	
第39条	監視設備	必要に応じて排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。	○	○	○	○	2	44	109	145	180	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可			a ~ e		
		各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視する。	○	○	○	○	/	45 46	101 102	146	169 170	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可	○	○	b ~ n	
		管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。	○	○	○	○	12	43	103	147	171	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可			a ~ e	

- a: 第1廃棄物処理棟
- b: 第2廃棄物処理棟
- c: 第3廃棄物処理棟
- d: 解体分別保管棟
- e: 減容処理棟
- f: 排水貯留pond
- g: 保管廃棄施設・L
- h: 保管廃棄施設・M-1
- i: 保管廃棄施設・M-2
- j: 保管廃棄施設・NL
- k: 特定廃棄物の保管廃棄施設
- l: 廃棄物保管棟・I
- m: 廃棄物保管棟・II
- n: 固体廃棄物一時保管棟

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第1廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（1/2）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																
			第1廃棄物処理棟																
			(1) 気体廃棄物の廃棄施設																
			機器・設備																
建家																			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
欠番																			
欠番																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
新規基準対応としての設工認申請 （「その○第一編」→「○」）			有 2-1, 9-1, 9-4	無	有 9-1	有 9-10	有 9-10	無	無	無	有 9-4	無	無	無	有 9-7	有 9-6	有 9-1	有 9-1, 9-4	無
新規基準前既に設工認申請済のもの			済	済	無	無	済	済	済	無	無	無	済	無	無	無	無	済	済
新規一既存（設備）			既存 改造	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設（PS, MS）			MS3	MS3		MS3	MS3				MS3				MS3	MS3		MS3	MS3
安全設備																			
第1, 2条 適用範囲、定義																			
第3条 特殊な設計による試験研究用原子炉施設																			
第4条 廃止措置中の試験研究用原子炉施設の維持																			
第5条 試験研究用原子炉施設の種類			●	○															
第6条 地震による損傷の防止			第1項 ●	△															
第7条 津波による損傷の防止			第1項 ●																
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止			第1項 ●	★○+2		○+3													
第9条 試験研究用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止			第1項 ●																
第10条 試験研究用原子炉施設の機能			第1項 ●																
第11条 機能の確認等			第1項 ●	△															
第12条 材料及び構造			第1項第1号 ●																
第13条 安全弁等			第1項 ●																
第14条 逆止め弁			第1項 ●																
第15条 放射性物質による汚染の防止			第1項 ●																
第16条 遮蔽等			第1項 ●																
第17条 換気設備			第1項 ●																
第18条 通風			第1項 ●																
第19条 漏水による損傷の防止			第1項 ●	○															
第20条 安全避難通路等			第1項 ●																
第21条 安全設備			第1項 ●																
第22条 炉心等			第1項 ●																
第23条 熱遮蔽材			第1項 ●																
第24条 一次冷却材			第1項 ●																
第25条 核燃料物質取扱設備			第1項 ●																
第26条 核燃料物質貯蔵設備			第1項 ●																
第27条 一次冷却材処理装置			第1項 ●																
第28条 冷却設備等			第1項 ●																
第29条 液位の保持等			第1項 ●																
第30条 計測設備			第1項 ●																
第31条 放射線管理施設			第1項 ●																
第32条 安全保護回路			第1項 ●																
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統			第1項 ●																
第34条 原子炉制御室等			第1項 ●																
第35条 廃棄物処理設備			第1項 ●																
第36条 保管廃棄設備			第1項 ●																
第37条 原子炉格納施設			第1項 ●																
第38条 実験設備等			第1項 ●																
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止			第1項 ●																
第40条 保安電源設備			第1項 ●																
第41条 警報装置			第1項 ●	△															
第42条 通信連絡設備等			第1項 ●																

※：原子力科学研究所から外部及び現地对策本部への通信連絡設備については、既にNSRR原子炉施設の設工認（申請日及び申請番号：平成29年8月4日付け29原機(科研)003、認可日及び認可番号：平成30年2月26日付け原規規発第1802261号）において対応済みである。
○：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性を要しないことを示す。
△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性を要することを示す。
●：新規要求事項であるが、過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくもの。
★：新たに追加となった条項であるが、要求事項に施設からの変更がなく、施設をそのまま使用するため、適合性確認の説明を省略することを示す。
※：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設からの変更はなく、施設をそのまま使用するため、適合性説明を省略することを示す。
※1：外部火災、※2：竜巻、※3：落石、※4：生物学的事故、※5：火災・爆発、※6：有毒ガス、※7：電磁的障害

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第1廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（2/2）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備													
			第1廃棄物処理棟													
			(2) 液体廃棄物の廃棄設備							(3) 固体廃棄物の廃棄設備						
			廃液貯槽							機器・設備				保管廃棄施設		
			各建家に設ける廃液貯槽							処理施設				処理前廃棄物保管場所		
洗浄液ピット		屋内排水槽					焼却処理設備				発生廃棄物保管場所					
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
(全館) (地下ピット 構造)	液位計（警報 する設備）	堰 (以下共用) 屋内排水槽 (23)	(全館) (地下ピット 構造)	液位計（警報 する設備）	堰 (以下共用) 洗浄液ピット (20)	焼却処理設備	インターロ ック	誤操作防止イ ンターロック	制御盤 (筐体 (人為事象対 策)	廃棄物一時置 場	灰取出し室	第1廃棄物処 理棟1階保管 庫	第1廃棄物処 理棟2階保管 庫			
新規基準対応としての設工認申請 （「その〇第一編」→「〇」）			有 9-4	有 6-1	有 9-4	有 9-4	有 6-1	有 9-4	有 2-1, 9-4	無	有 9-2	有 9-1	有 9-8	有 9-8	有 9-8	有 9-8
新規基準前既に設工認申請済のもの			済	無	済	済	無	済	済	無	無	無	無	無	無	無
新規一既存（設備）			既存	既存 改造	既存	既存	既存 改造	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設（PS, MS）			PS3	PS3	MS3	PS3	PS3	MS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3
安全設備																
第1, 2条 適用範囲、定義																
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																
第5条 試験研究用等原子炉施設の地盤			●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第6条 地震による損傷の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7条 津波による損傷の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第11条 機能の確認等			△	○	○	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○
第12条 材料及び構造			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第13条 安全弁等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第14条 逆止め弁			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15条 放射性物質による汚染の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16条 遮蔽等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第17条 換気設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18条 遮目			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第19条 漏水による損傷の防止			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第20条 安全避難通路等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第21条 安全設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第22条 炉心等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第23条 熱遮蔽材			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第24条 一次冷却材			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第25条 核燃料物質取扱設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第26条 核燃料物質貯蔵設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第27条 一次冷却材処理装置			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第28条 冷却設備等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第29条 液位の保持等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第30条 計測設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第31条 放射線管理施設			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第32条 安全保護回路			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第34条 原子炉制御室等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第35条 廃棄物処理設備			●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第36条 保管廃棄設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第37条 原子炉格納施設			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第38条 実験設備等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第40条 保安電源設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第41条 警報装置			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第42条 通信連絡設備等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号)」への適合性確認整理表
(原子炉設置変更許可申請書本文(共通編)4.ロへ及び4.チへ又は、該当しないため、記載省略)(1/4)

試験炉技術基準規則の条項		ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																
		第2廃棄物処理棟																
		(1) 気体廃棄物の廃棄施設																
		機器・設備																
新規要求事項		建家																
		32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
項・号		建築(全般)	避雷設備(落雷による火災防止)	ディーゼル発電機	自動火災警報装置(火災検出装置)	消火設備(消火器、消火栓)	耐火壁、耐火扉	防火ダンパ	避難通路(誘導標識、誘導灯)、避難用照明、非常時用照明器具	管理区域外に過する境界の壁	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)	高圧受電盤の筐体・接地	放射線モニタ監視壁	排気ダクトモニタ	ガンマ線エリアモニタ	室内ダクトモニタ	換気設備(フィルタ、ファン等)	第2廃棄物処理棟排気筒(気体廃棄物の廃棄)
新規基準対応としての竣工申請(「その○第×編」→「○×」)		有	有	有	有	有	無	無	有	無	有	有	無	無	有	無	有	無
新規基準前既に竣工申請済のもの		済	無	済	無	無	済	済	無	無	無	無	済	済	済	済	済	済
新規一既存(設備)		既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS, MS)		MS3		PS3	MS3	MS3			MS3	MS3	MS3		MS3	MS3	MS3	MS3	MS3	MS3
安全設備																		
第1,2条 適用範囲、定義																		
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条 試験研究用等原子炉施設の地盤		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第6条 地震による損傷の防止		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第7条 津波による損傷の防止		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第11条 機能の確認等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第12条 材料及び構造		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第13条 安全弁等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第14条 逆止め弁		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第15条 放射性物質による汚染の防止		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第16条 遮蔽等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第17条 換気設備		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第18条 適用		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第19条 漏水による損傷の防止		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第20条 安全避難通路等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第21条 安全設備		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第22条 炉心等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第23条 熱遮蔽材		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第24条 一次冷却材		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第25条 核燃料物質取扱設備		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第26条 核燃料物質貯蔵設備		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第27条 一次冷却材処理装置		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第28条 冷却設備等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第29条 液位の保持等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第30条 計測設備		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第31条 放射線管理施設		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第32条 安全保護回路		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第34条 原子炉制御室等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第35条 廃棄物処理設備		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第36条 保管廃棄設備		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第37条 原子炉格納施設		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第38条 実験設備等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第40条 保安電源設備		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第41条 警報装置		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第42条 通信連絡設備等		●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※ 原子力科学研究所から外部及び現地対策本部への通信連絡設備については、既にMSRR原子炉施設の竣工(申請日及び申請番号:平成29年8月4日付29原機(科研)003、認可日及び認可番号:平成30年2月28日付原機第1802261号)において対応済みである。
 一: 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 △: 新規要求事項であるが、過去の竣工で要求事項を満たしていることの説明がつかないもの。
 ★: 新たに追加となった条項であるが、要求事項に施設時からの変更がなく、既設をそのまま使用するため、適合性確認の説明を省略することを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため、適合性説明を省略することを示す。
 *1: 外部火災、*2: 電巻、*3: 落雷、*4: 生物学的現象、*5: 火災・爆発、*6: 有毒ガス、*7: 電磁的障害

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号)への適合性確認整理表(原子炉設置変更許可申請書本文(共通編)4.ロ~へ及び4.チ~ヌは、該当しないため、記載省略)(2/4)

試験炉技術基準規則の条項		項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																	
			第2廃棄物処理棟																	
			(2) 液体廃棄物の廃棄設備																	
			機器・設備																	
			廃液貯槽									廃液処理装置								
欠番	欠番	欠番	52	53	54	55	56	57	58	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番		
処理前廃液貯槽(設備停止)			各棟内に設ける廃液貯槽									蒸発処理装置・II(設備停止)								
廃液貯槽・II-2(設備停止)			放出前排水槽		液体廃棄物A用排水槽		液体廃棄物B用排水槽													
貯槽本体(設備停止)	塔槽類の周囲の堰(設備停止)	漏えい検知器(設備停止)	貯槽本体	液位計(漏えい検知器)	貯槽本体	液位計(漏えい検知器)	貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	濃縮セル(設備停止)	セル排風機(第3系統)(固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・IIの一部のセル排風機と兼用)(換気設備)	セル排風機自動消火設備(第3系統)(固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・IIの一部のセル排風機と兼用)(換気設備)	セル配電盤監視防護力バー(第3系統)(固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・IIの一部のセル排風機と兼用)(換気設備)	セル排風機動力ケーブルロック(第3系統)(固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・IIの一部のセル排風機と兼用)(換気設備)	予備ファン起動インターロック(第3系統)(固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・IIの一部のセル排風機と兼用)(換気設備)	蒸発処理装置・I(設備停止)	中央監視線の筐体・接地(設備停止)	塔槽類の周囲の堰(設備停止)		
新規基準対応としての施工申請(「その○第×編」→「○×」)			無	無	無	有9-4	有6-1	有9-4	有6-1	有9-4	有9-4	有6-1	無	無	無	無	無	無	無	
新規基準前に既に施工申請済のもの			済	無	無	済	無	済	無	済	無	済	済	無	無	済	済	無	無	
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	改修	既存	改修	既存	改修	既存	改修	改修	改修	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS, MS)			PS3	MS3	改修	PS3	PS3	PS3	PS3	MS3	PS3	PS3	MS3	MS3	PS3	PS3	PS3	MS3	MS3	
第1,2条 適用範囲、定義																				
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																				
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																				
第5条 試験研究用等原子炉施設の整備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第6条 地震による損傷の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第7条 津波による損傷の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第11条 機能の確認等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第12条 材料及び構造			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第13条 安全弁等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第14条 逆止め弁			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第15条 放射性物質による汚染の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第16条 遮蔽等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第17条 換気設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第18条 適用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第19条 漏水による損傷の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第20条 安全避難通路等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第21条 安全設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第22条 炉心等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第23条 熱遮蔽材			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第24条 一次冷却材			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第25条 核燃料物質取扱設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第26条 核燃料物質貯蔵設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第27条 一次冷却材処理装置			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第28条 冷却設備等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第29条 液位の保持等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第30条 計測設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第31条 放射線管理施設			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第32条 安全保護回路			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第34条 原子炉制御室等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第35条 廃棄物処理設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第36条 保管廃棄設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第37条 原子炉格納施設			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第38条 実験設備等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第40条 保安電源設備			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第41条 監視装置			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第42条 通信連絡設備等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～ヘ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（3/4）

試験炉技術基準規則の条項		新 規 要 求 事 項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																	
			第2廃棄物処理棟																	
			(2) 液体廃棄物の廃棄設備													(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
			機器・設備																	
			廃液処理装置													処理施設				
欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	欠番	82	83	84	85	86
蒸発処理装置・II (設備停止)		アスファルト固化装置 (設備停止)													固体廃棄物処理設備・II					
漏えい検知器 (設備停止)	プロセスモニタ (濃縮セル) (設備停止)	固化セル (設備停止)	アスファルト 固化装置 (設備停止)	ドラム詰室 (設備停止)	防漏型電気機 器 (設備停止)	温度感知式ダ ンプ (設備停止)	中央監視盤の 筐体・接地 (人為的等列 策) (設備停止)	水噴霧消火設 備 (設備停止)	固化セル火災 報知設備 (設備停止)	塔槽類の閉鎖 の監視 (設備停止)	漏えい検知器 (設備停止)	プロセスモニ タ (濃縮セル) (設備停止)	鎮静化防止イ ンターロック (設備停止)	処理前廃棄物 収納セル (ガンマゲ ート付)	廃棄物処理セ ル	処理済廃棄物 収納セル (ガンマゲ ート付)	セル排風機 (第3・4・ 5系統) (換気設備)	セル排風機自 動消火設備 (第3・4・ 5系統)		
新規基準対応としての施工申請 （「その○第×編」→「○×」）	無	第2廃棄物処理棟 のプロセスモニタ の一部更新	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	第2廃棄物処理棟 のプロセスモニタ の一部更新	無	有 9-4	有 9-4	有 9-4	有 9-4	有 4-1
新規基準前に既に施工申請済のもの	無	済	済	済	済	済	済	無	無	無	無	無	済	無	済	済	済	済	無	
新規一既存（設備）	既存 改造	既存 改造	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	新設
安全施設（PS, MS）			PS3	PS3			MS3		MS3	MS3	MS3				PS2	PS2	PS2	PS3	MS3	
第1, 2条 適用範囲、定義																				
第3条 特殊な設計による試験研究用等 原子炉施設																				
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子 炉施設の維持																				
第5条 試験研究用等原子炉施設の整備	●																			
第6条 地震による損傷の防止	●															△	△	△	△	○
第7条 津波による損傷の防止	●																			
第8条 外部からの衝撃による損傷の防 止	●																			
第9条 試験研究用等原子炉施設への人 の不法な侵入等の防止	●																			
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	●																			
第11条 機能の確認等	●														△	△	△	○	○	
第12条 材料及び構造	●																			
第13条 安全弁等	●																			
第14条 逆止め弁	●																			
第15条 放射性物質による汚染の防止	●																			
第16条 遮蔽等	●														△	△	△	△		
第17条 換気設備	●																		△	△
第18条 適用	●																			
第19条 漏水による損傷の防止	●														○	○	○	○		
第20条 安全避難通路等	●																			
第21条 安全設備	●														△	△	△		○	○
第22条 炉心等	●																			
第23条 熱遮蔽材	●																			
第24条 一次冷却材	●																			
第25条 核燃料物質取扱設備	●																			
第26条 核燃料物質貯蔵設備	●																			
第27条 一次冷却材処理装置	●																			
第28条 冷却設備等	●																			
第29条 液位の保持等	●																			
第30条 計測設備	●																			
第31条 放射線管理施設	●																			
第32条 安全保護回路	●																			
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止 系統	●																			
第34条 原子炉制御室等	●																			
第35条 廃棄物処理設備	●														△	△	△			
第36条 保管廃棄設備	●																			
第37条 原子炉格納施設	●																			
第38条 実験設備等	●																			
第39条 多量の放射性物質等を放出する 事故の拡大の防止	●																			
第40条 保安電源設備	●																			
第41条 監視装置	●																			
第42条 通信連絡設備等	●																			

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第3廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（2/3）

試験炉技術基準規則の条項		項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																
			第3廃棄物処理棟																
			(2) 液体廃棄物の廃棄設備																
			廃液貯槽					機器・設備					廃液処理装置						
			処理前廃液貯槽		処理済廃液貯槽			蒸水槽		蒸発処理装置・I			固化装置						
廃液貯槽・I										セメント固化装置									
115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131			
堰	漏えい検知器 (管轄する設備)	(全館) (地下ヒット構造)	堰	漏えい検知器 (管轄する設備)	(全館) (タンク構造)	堰	漏えい検知器 (管轄する設備)	制御盤 (筐体 (人為事象対策))	蒸発処理装置・I	堰	漏えい検知器 (管轄する設備)	誤操作防止インターロック	制御盤 (筐体 (人為事象対策))	セメント固化装置	堰	漏えい検知器 (管轄する設備)			
新規基準対応としての設工認申請 （「その〇第一編」→「〇～」）			有 9-4	有 6-1	有 9-4	有 9-4	有 6-1	有 9-4	有 9-4	有 6-1	有 9-1	有 9-4	有 9-4	有 6-1	有 9-2	有 9-1	有 9-4	有 9-4	有 6-1
新規基準前既に設工認申請済のもの			無	無	済	無	無	無	無	無	無	無	無	無	済	無	無	無	無
新規一既存（設備）			既存	既存 改造	既存	既存	既存 改造	既存	既存	既存 改造	既存	既存	既存 改造	既存	既存	既存	既存	既存	既存 改造
安全施設（PS、MS）			MS3		PS3	MS3		PS3	MS3		PS3	MS3				PS3	MS3		
安全設備																			
第1、2条	適用範囲、定義																		
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	第1項	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第6条	地震による損傷の防止	第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7条	津波による損傷の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11条	機能の確認等	第1項第1号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第12条	材料及び構造	第1項第2号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第13条	安全弁等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第14条	逆止め弁	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15条	放射性物質による汚染の防止	第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16条	遮蔽等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第17条	換気設備	第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18条	適用	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第19条	溢水による損傷の防止	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第20条	安全避難通路等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第21条	安全設備	第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第22条	炉心等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第23条	熱遮蔽材	第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第24条	一次冷却材	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第25条	核燃料物質取扱設備	第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第26条	核燃料物質貯蔵設備	第3項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第27条	一次冷却材処理装置	第4項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第28条	冷却設備等	第5項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第29条	液位の保持等	第6項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第30条	計測設備	第7項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第31条	放射線管理施設	第8項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第32条	安全保護回路	第9項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第10項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第34条	原子炉制御室等	第11項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第35条	廃棄物処理設備	第12項	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第36条	保管廃棄設備	第13項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第37条	原子炉格納施設	第14項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第38条	実験設備等	第15項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第16項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第40条	保安電源設備	第17項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第41条	監視装置	第18項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第42条	通信連絡設備等	第19項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第3廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（3/3）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備		
			第3廃棄物処理棟		
			(3) 固体廃棄物の廃棄設備		
			機器・設備		
			保管廃棄施設		
			発生廃棄物保管場所		
			固体保管工 リヤ	第3廃棄物 処理棟 保管庫A	第3廃棄物 処理棟 保管庫B
			132	133	134
			固体保管工 リヤ	第3廃棄物 保管庫A	第3廃棄物 保管庫B
新規基準対応としての設工認申請 （「その〇第一編」→「〇」）			有 9-8	有 9-8	有 9-8
新規基準前既に設工認申請済のもの			無	無	無
新規一既存（設備）			既存	既存	既存
安全施設（PS、MS）			PS3	PS3	PS3
安全設備					
第1、2条 適用範囲、定義					
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設					
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持					
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震			●	△	△
第6条 地震による損傷の防止			●	△	△
第7条 津波による損傷の防止			●	△	△
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止			●	△	△
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止			●	△	△
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能			●	○	○
第11条 機能の確認等			●	○	○
第12条 材料及び構造			●	○	○
第13条 安全弁等			●	○	○
第14条 差止め弁			●	○	○
第15条 放射性物質による汚染の防止			●	○	○
第16条 遮蔽等			●	○	○
第17条 換気設備			●	○	○
第18条 適用			●	○	○
第19条 溢水による損傷の防止			●	○	○
第20条 安全避難通路等			●	○	○
第21条 安全設備			●	○	○
第22条 炉心等			●	○	○
第23条 熱遮蔽材			●	○	○
第24条 一次冷却材			●	○	○
第25条 核燃料物質取扱設備			●	○	○
第26条 核燃料物質貯蔵設備			●	○	○
第27条 一次冷却材処理装置			●	○	○
第28条 冷却設備等			●	○	○
第29条 液位の保持等			●	○	○
第30条 計測設備			●	○	○
第31条 放射線管理施設			●	○	○
第32条 安全保護回路			●	○	○
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統			●	○	○
第34条 原子炉制御室等			●	○	○
第35条 廃棄物処理設備			●	○	○
第36条 保管廃棄設備			●	○	○
第37条 原子炉格納施設			●	○	○
第38条 実験設備等			●	○	○
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止			●	○	○
第40条 保安電源設備			●	○	○
第41条 監視装置			●	○	○
第42条 通信連絡設備等			●	○	○

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場(解体分別保管棟)に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号)への適合性確認整理表(原子炉設置変更許可申請書本文(共通編)4.ロ~へ及び4.チ~ヌは、該当しないため、記載省略)(1/2)

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																	
			解体分別保管棟															(1) 気体廃棄物の廃棄施設		
			機器・設備																	
			建家																	
135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152			
建家(全般)	避雷設備(落雷による火災防止)	自動火災報知設備(火災検出装置)	消火設備(消火栓、消火栓)	耐火壁	耐火扉	防火ダンパ(給気用ダクト、排気用ダクト)	天井クレーン※(解体室)	堰(解体室の出入口等)	堰(建家外への漏えい防止)	排気ダストモニタ	室内ダストモニタ	放射線モニタ監視装置	避難通路(誘導照明、非常時用照明器具)	通信連絡設備(電話、ページング設備等)	高圧電線等の電体の金属製材料及び接地(人海軍象対策)	換気設備(フィルタ、ファン等)	排気筒(気体廃棄物の廃棄)			
新規基準対応としての設工認申請(「その○×編」→「○×」)			有 9-1, 9-4, 8-3	有 9-1	有 9-10	有 9-10	無	無	無	無	有 9-4	有 9-5	有 9-5	無	有 9-7	有 9-6	有 9-1	有 9-1, 9-4	無	
新規基準前既に設工認申請済のもの			済	無	無	無	済	済	済	済	済	済	済	無	無	無	済	済	済	
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS, MS)			MS3		MS3	MS3						MS3	MS3	MS3		MS3	MS3		MS3	MS3
安全設備																				
第1, 2条	適用範囲、定義																			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																			
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																			
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震		○																	
第6条	地震による損傷の防止		△○																	
第7条	津波による損傷の防止																			
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止		★○+2 ○+5	○+3																
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止																			
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能																			
第11条	機能の確認等		△																	
第12条	材料及び構造																			
第13条	安全弁等																			
第14条	逆止め弁																			
第15条	放射性物質による汚染の防止																			
第16条	遮蔽等		★																	
第17条	換気設備		○																	
第18条	適用																			
第19条	漏水による損傷の防止		○																	
第20条	安全避難通路等																			
第21条	安全設備																			
第22条	炉心等																			
第23条	熱遮蔽材																			
第24条	一次冷却材																			
第25条	核燃料物質取扱設備																			
第26条	核燃料物質貯蔵設備																			
第27条	一次冷却材処理装置																			
第28条	冷却設備等																			
第29条	液位の保持等																			
第30条	計測設備																			
第31条	放射線管理施設																			
第32条	安全保護回路																			
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統																			
第34条	原子炉制御室等																			
第35条	廃棄物処理設備																			
第36条	保管廃棄設備																			
第37条	原子炉格納施設																			
第38条	実験設備等																			
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止																			
第40条	保安電源設備																			
第41条	警報装置																			
第42条	通信連絡設備等																			

※：原子力科学研究所から外部及び現地対策本部への通信連絡設備については、既にNSRR原子炉施設の設工認(申請日及び申請番号：平成29年8月4日付け29原機(科研)003、認可日及び認可番号：平成30年2月26日付け29機研発第1802261号)において対応済みである。
 ※1：解体分別保管棟に設ける天井クレーンのうち、屋外に通じるハッチより廃棄物を搬入するために使用するものについてのみ、固体廃棄物の廃棄設備として区分する。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 ●：新規要求事項であるが、適宜の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつかないこと。
 ★：新たに追加となった条項であるが、要求事項に施設時からの変更がなく、既設をそのまま使用するため、適合性確認の説明を省略することを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更がなく、既設をそのまま使用するため、適合性説明を省略することを示す。
 *1：外部火災、*2：電巻、*3：落雷、*4：生物学的事故、*5：火災・爆発、*6：有毒ガス、*7：電磁的障害

試験炉技術基準規則の条項	項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備													
		解体分別保管棟													
		(2) 液体廃棄物の廃棄設備							(3) 固体廃棄物の廃棄設備						
		機器・設備													
		廃液貯槽										処理施設		保管廃棄施設	
各建室に設ける廃液貯槽										解体室 (区画)	第1保管 廃棄施設 (保管室)	処理前廃棄物 保管場所	発生廃棄物保 管場所		
洗浄液集水槽・I		洗浄液集水槽・II			サンピット・I		サンピット・II								
153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166		
(全館) (タンク構 造)	堀 (以下共用) 洗浄液集水 槽・II (157)	漏えい検知器 (警報する設 備) (以下共用) 洗浄液集水 槽・II (158)	(全館) (タンク構 造)	堀 (以下共用) 洗浄液集水 槽・I (154)	漏えい検知器 (警報する設 備) (以下共用) 洗浄液集水 槽・I (155)	(全館) (地下ピット 構造)	液位計(警報 する設備)	(全館) (地下ピット 構造)	液位計(警報 する設備)						
新規基準対応としての設計申請 （「その○条×編」→「○×」）		有 9-4	有 9-4	有 6-1	有 9-4	有 9-4	有 6-1	有 9-4	有 6-1	有 9-4	有 6-1	有 9-4	無	有 9-8	有 9-8
新規基準前に既に設計申請済のもの		済	無	無	済	無	済	済	済	済	済	済	済	無	無
新規一既存（設備）		既存	既存	改造	既存	改造	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設（PS、MS）		PS3	MS3		PS3	MS3		PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3	PS3
安全設備															
第1、2条 適用範囲、定義															
第3条 特殊な設計による試験研究用等原 子炉施設															
第4条 廃止措置中の試験研究用等原 子炉施設の維持															
第5条 試験研究用等原子炉施設の地盤		●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第6条 地震による損傷の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7条 津波による損傷の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入等の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第11条 機能の確認等		△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○
第12条 材料及び構造		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第13条 安全弁等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第14条 逆止め弁		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15条 放射性物質による汚染の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16条 遮蔽等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第17条 換気設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18条 通風		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第19条 漏水による損傷の防止		●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○
第20条 安全避難通路等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第21条 安全設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第22条 炉心等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第23条 熱遮蔽材		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第24条 一次冷却材		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第25条 核燃料物質取扱設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第26条 核燃料物質貯蔵設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第27条 一次冷却材処理装置		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第28条 冷却設備等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第29条 液位の保持等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第30条 計測設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第31条 放射線管理施設		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第32条 安全保護回路		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系 統		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第34条 原子炉制御室等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第35条 廃棄物処理設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第36条 保管廃棄設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第37条 原子炉格納施設		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第38条 実験設備等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第39条 多量の放射性物質等を放出する事 故の拡大の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第40条 保安電源設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第41条 警報装置		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第42条 通信連絡設備等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（減容処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～又は、該当しないため、記載省略）（2/3）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備															
			減容処理棟															
			(1) 気体廃棄物の廃棄施設								(2) 液体廃棄物の廃棄設備							
			機器・設備															
			各建家に設ける廃液貯槽															
廃液槽Ⅰ				廃液槽Ⅱ				廃液槽Ⅲ				廃液槽Ⅳ				排水槽		
184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199			
換気設備 (フィルタ、 ファン等)	減容処理棟排 気用 (気体廃棄物 の廃棄)	(全般) (タンク構 造)	罐 (以下共用) 廃液槽Ⅱ (190) 廃液槽Ⅲ (193)	漏えい検知器 (警報する設 備) (以下共用) 廃液槽Ⅱ (191) 廃液槽Ⅲ (194)	(全般) (タンク構 造)	罐 (以下共用) 廃液槽Ⅰ (187) 廃液槽Ⅲ (193)	漏えい検知器 (警報する設 備) (以下共用) 廃液槽Ⅰ (188) 廃液槽Ⅲ (194)	(全般) (タンク構 造)	罐 (以下共用) 廃液槽Ⅰ (187) 廃液槽Ⅱ (190)	漏えい検知器 (警報する設 備) (以下共用) 廃液槽Ⅰ (188) 廃液槽Ⅱ (191)	(全般) (タンク構 造)	罐	漏えい検知器 (警報する設 備)	(全般) (地下ピット 構造)	液位計(警報 する設備)			
新規基準対応としての設工認申請 （「その○第一編」→「○一」）	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		
新規基準前既に設工認申請済のもの	済	済	済	無	無	済	無	済	済	無	済	無	済	無	済	無		
新規-既存(設備)	既存	既存	既存	既存	既存 改造	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存		
安全施設 (FS, MS)	MS3	MS3	PS3	MS3		PS3	MS3		PS3	MS3		PS3	MS3		PS3	PS3		
第1, 2条 適用範囲、定義																		
第3条 特殊な設計による試験研究用等 原子炉施設																		
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子 炉施設の維持																		
第5条 試験研究用等原子炉施設の地盤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第6条 地震による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第7条 津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防 止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第9条 試験研究用等原子炉施設への人 の不法な侵入等の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能																		
第11条 機能の確認等	△	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○		
第12条 材料及び構造																		
第13条 安全弁等																		
第14条 逆止め弁	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第15条 放射性物質による汚染の防止																		
第16条 遮蔽等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第17条 換気設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第18条 適用																		
第19条 漏水による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第20条 安全避難通路等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第21条 安全設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第22条 炉心等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第23条 熱遮蔽材																		
第24条 一次冷却材																		
第25条 核燃料物質取扱設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第26条 核燃料物質貯蔵設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第27条 一次冷却材処理装置	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第28条 冷却設備等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第29条 液位の保持等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第30条 計測設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第31条 放射線管理施設	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第32条 安全保護回路	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止 系統	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第34条 原子炉制御室等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第35条 廃棄物処理設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第36条 保管廃棄設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第37条 原子炉格納施設	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第38条 実験設備等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第39条 多量の放射性物質等を放出する 事故の拡大の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第40条 保安電源設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第41条 警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第42条 通信連絡設備等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則
(令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号)」への適合性確認整理表
(原子炉設置変更許可申請書本文(共通編)4. ロ〜へ及び4. チ〜ヌは、該当しないため、記載省略)(1/3)

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																	
			排水貯留ポンド			保管廃棄施設・L		保管廃棄施設・M-1			保管廃棄施設・M-2			特定廃棄物の保管廃棄施設			保管廃棄施設・NL			
			(2)液体廃棄物の廃棄設備						(3)固体廃棄物の廃棄設備											
			廃液貯槽			機器・設備														
			排水貯留ポンド			第1保管廃棄施設						第2保管廃棄施設								
			保管廃棄施設・I			保管廃棄施設・II							保管廃棄施設・NL							
			保管廃棄施設・L			保管廃棄施設・M-1			保管廃棄施設・M-2			特定廃棄物の保管廃棄施設								
			216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	
			排水貯留ポンド(全般)	液位計(警報する設備)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)	ビット(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)	ビット(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)(以下共用)保管廃棄施設・M-2(225)特定廃棄物の保管廃棄施設(229)	津波対策(以下共用)保管廃棄施設・M-2(226)特定廃棄物の保管廃棄施設(230)	ビット(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)(以下共用)保管廃棄施設・M-1(222)特定廃棄物の保管廃棄施設(229)	津波対策(以下共用)保管廃棄施設・M-1(223)特定廃棄物の保管廃棄施設(230)	インバイループ用(全般)	照射試料用(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)(以下共用)保管廃棄施設・M-1(222)保管廃棄施設・M-2(225)	津波対策(以下共用)保管廃棄施設・M-1(223)保管廃棄施設・M-2(226)	ビット(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)	
新規基準対応としての設工認申請(「その〇第一種」-「〇-」)			有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
新規基準準拠に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	新規	既存	既存	新規	既存	既存	既存	新規	既存	既存	
安全施設(PS, MS)			PS3	PS3	MS3	PS3	MS3	PS3	MS3		PS2	MS3		PS2	PS2	MS3		PS3	MS3	
第1,2条 適用範囲、定義																				
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																				
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																				
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震	第1項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第6条 地震による損傷の防止	第2項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第7条 津波による損傷の防止	第3項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第2項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	第1項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第11条 機能の確認等	第2項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第12条 材料及び構造	第1項第1号		△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○
第13条 安全弁等	第1項第2号		△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○
第14条 逆止め弁	第2項		△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○
第15条 放射性物質による汚染の防止	第3項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第16条 遮蔽等	第4項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第17条 換気設備	第1項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第18条 適用	第2項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第19条 溢水による損傷の防止	第3項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第20条 安全避難通路等	第4項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第21条 安全設備	第1項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第22条 炉心等	第2項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第23条 熱遮蔽材	第3項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第24条 一次冷却材	第4項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第25条 核燃料物質取扱設備	第1項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第26条 核燃料物質貯蔵設備	第2項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第27条 一次冷却材処理装置	第3項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第28条 冷却設備等	第4項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第29条 液位の保持等	第5項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第30条 計測設備	第6項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第31条 放射線管理施設	第7項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第32条 安全保護回路	第8項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	第9項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第34条 原子炉制御室等	第10項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第35条 廃棄物処理設備	第11項		△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○
第36条 保管廃棄設備	第12項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第37条 原子炉格納施設	第13項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第38条 実験設備等	第14項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第15項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第40条 保安電源設備	第16項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第41条 警報装置	第17項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○
第42条 通信連絡設備等	第18項		●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○	●	◎	○

※：原子力科学研究所から外部及び現地対策本部への通信連絡設備については、既にNSRR原子炉施設の設工認(申請日及び申請番号：平成29年8月4日付け29原機(科研)003、認可日及び認可番号：平成30年2月26日付け原規規第1002261号)において対応済みである。
 -：当該条項の要求事項に適合すべき設備等に施設に無いこと。又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくもの。
 △：新たに追加となった条項であるが、要求事項に施設からの要請がなく、既設をそのまま使用するため、適合性確認の説明を省略することを示す。
 ●：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設からの要請はなく、既設をそのまま使用するため、適合性確認の説明を省略することを示す。
 *1：外部火災、*2：竜巻、*3：落雷、*4：生物学的事故、*5：火災・爆発、*6：有毒ガス、*7：電磁的障害

別表2 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（資料 処理場-163-2~6を除く施設）に係る
 「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則
 （令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
 （原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（3/3）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
			固体廃棄物一時保管棟				
			(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
			機器・設備	保管廃棄施設	処理前廃棄物保管場所	固体廃棄物一時保管棟	
			250	251	252	253	254
			建家 (全般)	避難通路（誘 導標識、誘導 灯）、避難用 照明、異常時 用照明器具	通信連絡設備 (電話、放送 設備、ペー ジング設備等)	自動火災報知 設備 (火災検出装 置)	消火設備 (消火器、消 火栓)
新規制基準対応としての施工申請 （「その〇第一種」～「〇-」）			有 9-1, 9-9	有 9-7	有 9-6	有 9-10	有 9-10
新規制基準前に既に施工申請済のもの			無	無	無	無	無
新規-既存（設備）			既存	既存	既存	既存	既存
安全施設（PS, MS）			PS3	MS3	MS3	MS3	MS3
安全設備							
第1, 2条 適用範囲、定義							
第3条 特殊な設計による試験研究用等 原子炉施設							
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子 炉施設の維持							
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震	第1項	●	○	—	—	—	—
第6条 地震による損傷の防止	第2項	●	—	—	—	—	—
第7条 津波による損傷の防止	第3項	●	—	—	—	—	—
第8条 外部からの衝撃による損傷の防 止	第1項	●	○+1+2	—	—	—	—
第9条 試験研究用等原子炉施設への人 の不法な侵入等の防止	第2項	●	○+5	—	—	—	—
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	第3項	●	—	—	—	—	—
第11条 機能の確認等	第4項	●	—	—	—	—	—
第12条 材料及び構造	第1項	○	—	—	—	—	—
第13条 安全弁等	第1項第1号	—	—	—	—	—	—
第14条 逆止め弁	第1項第2号	—	—	—	—	—	—
第15条 放射性物質による汚染の防止	第2項	—	—	—	—	—	—
第16条 遮蔽等	第3項	—	—	—	—	—	—
第17条 換気設備	第4項	—	—	—	—	—	—
第18条 適用	第1号	●	—	—	—	—	—
第19条 漏水による損傷の防止	第2号	●	—	—	—	—	—
第20条 安全避難通路等	第1号	●	○	—	—	—	—
第21条 安全設備	第2号	●	—	—	—	—	—
第22条 炉心等	第3号	●	—	—	—	—	—
第23条 熱遮蔽材	第4号	●	—	—	—	—	—
第24条 一次冷却材	第5号	●	—	—	—	—	—
第25条 核燃料物質取扱設備	第6号	●	—	—	—	—	—
第26条 核燃料物質貯蔵設備	第7号	●	—	—	—	—	—
第27条 一次冷却材処理装置	第8号	●	—	—	—	—	—
第28条 冷却設備等	第1項第1号	●	—	—	—	—	—
第29条 液位の保持等	第1項第2号	●	—	—	—	—	—
第30条 計測設備	第1項第3号	●	—	—	—	—	—
第31条 放射線管理施設	第1項第4号	●	—	—	—	—	—
第32条 安全保護回路	第1項第5号	●	—	—	—	—	—
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止 系統	第2項	●	—	—	—	—	—
第34条 原子炉制御室等	第3項	●	—	—	—	—	—
第35条 廃棄物処理設備	第4項	●	—	—	—	—	—
第36条 保管廃棄設備	第5項	●	—	—	—	—	—
第37条 原子炉格納施設	第1項第1号	●	○	—	—	—	—
第38条 実験設備等	第1項第2号	●	—	—	—	—	—
第39条 多量の放射性物質等を放出する 事故の拡大の防止	第1項第3号	●	—	—	—	—	—
第40条 保安電源設備	第1項第4号	●	—	—	—	—	—
第41条 警報装置	第1項第5号	●	—	—	—	—	—
第42条 通信連絡設備等	第2項	●	○※	—	—	—	—

別表3 放射性廃棄物処理場の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明		関係する計算書等		備考
第1条	適用範囲	—								
第2条	定義	—								
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設	該当なし								
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持	該当なし								
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	その2	第1編	第1廃棄物処理棟の耐震補強	第1廃棄物処理棟	1	建家	その2添付書類1	その2添付計算方針書I	・建家耐震改修に伴う適合性確認
			第2編	第2廃棄物処理棟の耐震補強	第2廃棄物処理棟	32	建家	その2添付書類2	その2添付計算書I	
		その8	第1編	第3廃棄物処理棟の耐震補強	第3廃棄物処理棟	99	建家	その8添付書類3	その8添付計算方針書I	
			第2編	減容処理棟の耐震補強	減容処理棟	167	建家	その8添付書類4	その8添付計算方針書II	
			第3編	解体分別保管棟の耐震補強	解体分別保管棟	135	建家	その8添付書類5	その8添付計算方針書III	
その9	第9編	固体廃棄物一時保管棟の構造（遮蔽性能及び耐震性能確認）及び容量	固体廃棄物一時保管棟	250	建家	その9添付書類11-2	—	・評価により適合性を確認		
第6条	地震による損傷の防止	その2	第1編	第1廃棄物処理棟の耐震補強	第1廃棄物処理棟 焼却処理設備	1 24	建家 焼却処理設備	その2添付書類1	その2添付計算方針書I	・新規制基準対応に伴う建築基準法へのバックフィット（耐震補強工事）
			第2編	第2廃棄物処理棟の耐震補強	第2廃棄物処理棟	32	建家	その2添付書類2	その2添付計算書I、II	
		その5	第1編	廃棄物保管棟・IIの耐震補強	廃棄物保管棟・II	242	建家	その5添付書類1	その5添付計算方針書I	
		その8	第1編	第3廃棄物処理棟の耐震補強	第3廃棄物処理棟	99	建家	その8添付書類3	その8添付計算方針書I	
			第2編	減容処理棟の耐震補強	減容処理棟	167	建家	その8添付書類4	その8添付計算方針書II	
		その6	第2編	セル排風機配電盤溢水防護カバーの設置	第2廃棄物処理棟	87	セル排風機溢水防護カバー（第3・4・5系統）	その6添付書類4	その6添付計算方針書I	・耐震Cクラスの評価
		その4	第1編	第2廃棄物処理棟のセル排風機自動消火設備の設置	第2廃棄物処理棟	86	セル排風機自動消火設備	その4添付書類3	その4添付計算方針書I	
		その9	第5編	放射線管理設備の耐震性能確認	第2廃棄物処理棟 解体分別保管棟	45 145 146	ガンマ線エリアモニタ 排気ダストモニタ 室内ダストモニタ	その9添付書類7	その9添付計算方針書	
			第9編	固体廃棄物一時保管棟の耐震性能確認	固体廃棄物一時保管棟	250	建家	その9添付書類11-2	—	
		既認可設備からの設計変更なし								
第7条	津波による損傷の防止	その7	第1編	保管廃棄施設に係る津波防護対策		223	保管廃棄施設・M-1	その7添付書類3-2	その7添付書類3-1	・新規要求事項（津波防護対策（新設））
				保管廃棄施設・M-2		226	保管廃棄施設・M-2			
				特定廃棄物の保管廃棄施設		230	特定廃棄物の保管廃棄施設			
				保管廃棄施設・NL		233	保管廃棄施設・NL			
廃棄物保管棟・I		236	廃棄物保管棟・I	244	廃棄物保管棟・II					
廃棄物保管棟・II		244	廃棄物保管棟・II							
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	その3	第1編	外部事象影響		216	排水貯留ボンド	その3添付書類3-3	その3添付書類3-1 その3添付書類3-2	・新規要求事項（森林火災、竜巻影響評価）
				保管廃棄施設・L		219	保管廃棄施設・L			
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	その9	第1編	外部事象影響		1	建家	その9添付書類3-3	その9添付書類3-1 その9添付書類3-2	・新規要求事項（森林火災、竜巻影響評価） （落雷（既設）） （生物学的事象（既設）） （電磁的障害（既設））
				排水貯留ボンド		3	避雷設備			
				保管廃棄施設・L		15	高圧受電盤等			
				第1廃棄物処理棟		16	換気設備			
				焼却処理設備		27	制御盤			
				第2廃棄物処理棟		32	建家			
				固体廃棄物処理設備・II		33	避雷設備			
				第3廃棄物処理棟		42	高圧受電盤			
				蒸発処理装置・I		47	換気設備			
				セメント固化装置		92	中央監視盤			
		99	建家							
		100	高圧受電盤等							
		112	換気設備							
		123	制御盤							
		128	制御盤							
・新規要求事項（森林火災、竜巻影響評価） （生物学的事象（既設）） （電磁的障害（既設））										
・新規要求事項（森林火災、竜巻影響評価） （生物学的事象（既設）） （電磁的障害（既設））										

別表3 放射性廃棄物処理場の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	その9	第1編	外部事象影響	減容処理棟	167 建家 168 避雷設備 173 可燃性ガス供給設備 183 高圧受電盤等 184 換気設備	その9添付書類3-3	その9添付書類3-1 その9添付書類3-2	・新規要求事項 (森林火災、竜巻影響評価) (落雷(既設)) (生物学的事象(既設)) (有毒ガス(既設)) (電磁的障害(既設))
				高圧圧縮装置 金属熔融設備	202 制御盤 203 金属熔融設備 206 ガス漏れ検知器 207 制御盤			・新規要求事項 (森林火災、竜巻影響評価) (落雷(既設)) (生物学的事象(既設)) (電磁的障害(既設))	
				焼却・熔融設備	209 プラズマ熔融設備 212 ガス漏れ検知器 213 制御盤			・新規要求事項 (森林火災、竜巻影響評価) (落雷(既設)) (生物学的事象(既設)) (電磁的障害(既設))	
				解体分別保管棟	135 建家 136 避雷設備 150 高圧受電盤等 151 換気設備			・新規要求事項 (森林火災、竜巻影響評価)	
				保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設	221 ピット 224 ピット 227 インパイルループ用 228 照射試料用			・新規要求事項 (森林火災、竜巻影響評価)	
				保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 固体廃棄物一時保管棟	231 ピット 234 建家 242 建家 250 建家				
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	既認可設備からの設計変更なし							・鉄筋コンクリート造の堅固な障壁で区画 ・出入口の施錠
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	該当なし							
第11条	機能の確認等	その9	第1編	外部事象影響	固体廃棄物一時保管棟	250 建家	その9添付書類3-3	—	・運転中又は停止中において、安全機能の健全性及び処理能力について、適切な方法により試験、検査が行える
			第4編	管理区域外への漏えい防止対策及び溢水防止対策	第1廃棄物処理棟	9 堰 20 堰 23 堰	その9添付書類6-2	—	・運転中又は停止中において、安全機能の健全性及び処理能力について、適切な方法により試験、検査が行える
			第4編	管理区域外への漏えい防止対策及び溢水防止対策	第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟	34 ディーゼル発電機 57 堰 85 セル排風機 86 セル排風機自動消火設備 108 堰 115 堰 118 堰 121 堰 125 堰 130 堰	その9添付書類6-2	—	・運転中又は停止中において、安全機能の健全性及び処理能力について、適切な方法により試験、検査が行える
					解体分別保管棟	144 堰 154 堰 157 堰			・運転中又は停止中において、安全機能の健全性及び処理能力について、適切な方法により試験、検査が行える
					減容処理棟	179 堰 187 堰 190 堰 193 堰 196 堰			・運転中又は停止中において、安全機能の健全性及び処理能力について、適切な方法により試験、検査が行える

別表3 放射性廃棄物処理場の新規規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
第11条	機能の確認等	その9	第8編	処理前廃棄物及び発生廃棄物保管場所の容量	第1廃棄物処理棟	28 廃棄物一時置場	その9添付書類10	-	・運転中又は停止中において、安全機能の健全性及び処理能力について、適切な方法により試験、検査が行える
					第2廃棄物処理棟	29 灰取出し室			
					第3廃棄物処理棟	30 第1保管庫			
			解体分別保管棟	31 第2保管庫					
			減容処理棟	95 処理前廃棄物収納セル					
				96 コンクリート注入室					
				97 廃棄物保管室					
				98 廃棄物保管エリア					
				132 固化体保管エリア					
				133 保管庫A					
				134 保管庫B					
				165 処理前廃棄物保管エリア					
				166 物品検査エリア					
				214 一時保管室					
				215 一時保管室					
		第9編	第9編	固体廃棄物一時保管棟の構造及び容量	固体廃棄物一時保管棟	250 建家	その9添付書類11-2	-	
		第11編	第11編	セル排風機動力ケーブル更新	第2廃棄物処理棟	88 セル排風機動力ケーブル	その9添付書類13	-	
		その6	第1編	液体廃棄物の廃棄施設の漏えい警報装置の設置	第1廃棄物処理棟	19 液位計	その6添付書類3	-	
	第2廃棄物処理棟				22 液位計				
	解体分別保管棟				53 液位計				
	減容処理棟				55 液位計				
						160 液位計			
						162 液位計			
						199 液位計			
		その3	第3編	液体廃棄物の廃棄施設の漏えい警報装置の設置	排水貯留ポンド	217 液位計	その3添付書類5	-	
	第2編				第2廃棄物処理棟のセル排風機配電盤溢水防護カバーの設置	第2廃棄物処理棟			
第12条	材料及び構造	既認可設備からの設計変更なし							・鉄筋コンクリート造 ・ステンレス鋼製 ・耐食性を考慮した設計
第13条	安全弁等	該当なし							
第14条	逆止め弁	該当なし							
第15条	放射性物質による汚染の防止	該当なし							
第16条	遮蔽等	その9	第9編	固体廃棄物一時保管棟の構造及び容量	固体廃棄物一時保管棟	250 建家	その9添付書類11-2	その9添付遮蔽計算書I	・新規要求事項 (直接線及びスカイシャイン線を考慮した設計) ・遮蔽計算による影響評価
				既認可設備からの設計変更なし					
第17条	換気設備	既認可設備からの設計変更なし							・十分な換気 ・ダンパの設置 ・フィルタの設置等
第18条	適用	-							
第19条	溢水による損傷の防止	その3	第4編	溢水防止対策	排水貯留ポンド	216 排水貯留ポンド	その3添付書類6-2	その3添付書類6-1	・新規要求事項 (スロッシング評価)
				第2編	第2廃棄物処理棟のセル排風機配電盤溢水防護カバーの設置	第2廃棄物処理棟	87 セル配電盤溢水防護カバー	その6添付書類4	その6添付計算方針書I
		その9	第4編	管理区域外への漏えい防止対策及び溢水防止対策	第1廃棄物処理棟	1 建家 9 堰 16 換気設備 18 洗浄液ピット 20 堰	その9添付書類6-2	-	その9添付書類6-1 -

別表3 放射性廃棄物処理場の新規規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第20条	安全避難通路等	その9	第7編	避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置	廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 固体廃棄物一時保管棟	241 避難通路、避難用照明、異常時用照明器具 249 避難通路、避難用照明、異常時用照明器具 251 避難通路、避難用照明、異常時用照明器具	その9添付書類9	—	・新規要求事項（安全避難通路等（既設））
第21条	安全設備（第4号イハ）	その4	第1編	セル排風機自動消火設備の設置	第2廃棄物処理棟	86 セル排風機自動消火設備	その4添付書類3	—	セル排風機への自動消火設備及び鋼製ボックスの設置
	安全設備（第4号ロ）	その9	第10編	消火設備等の設置	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 固体廃棄物一時保管棟	4 自動火災報知設備 5 消火設備 35 自動火災報知設備 36 消火設備 106 自動火災報知設備 107 消火設備 137 自動火災報知設備 138 消火設備 174 自動火災報知設備 175 消火設備 237 自動火災報知設備 238 消火設備 245 自動火災報知設備 246 消火設備 253 自動火災報知設備 254 消火設備	その9添付書類12-2	その9添付書類12-1	・新規要求事項（内部火災対策（既設）） ・安全施設への影響評価、三方策の対応状況については、添付書類12-1にて確認
	安全設備（第4号イ）		第11編	セル排風機に係る動力ケーブルの更新	固体廃棄物処理設備・II	88 セル排風機動力ケーブル	その9添付書類13	—	・内部火災対策（新設）
第21条	安全設備（第4号イハ）	既認可設備からの設計変更なし							・耐火壁、耐火扉、ダンパ ・セル ・ピット、インパイルループ用、照射試料用
第22条	炉心等	該当なし							
第23条	熱遮蔽材	該当なし							
第24条	一次冷却材	該当なし							
第25条	核燃料物質取扱設備	該当なし							
第26条	核燃料物質貯蔵設備	該当なし							
第27条	一次冷却材処理装置	該当なし							
第28条	冷却設備等	該当なし							
第29条	液位の保持等	該当なし							
第30条	計測設備	該当なし							
第31条	放射線管理施設	既認可設備からの設計変更なし							・各種サーベイメータ、排気ダストモニタ、室内ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタの設置 ・制御室等に警報発報
第32条	安全保護回路	該当なし							
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	該当なし							
第34条	原子炉制御室等	該当なし							
第35条	廃棄物処理設備	その1	第1編	排水貯留ポンドのライニングの施工	排水貯留ポンド	216 排水貯留ポンド	その1添付書類1	—	・著しい腐食のおそれがない設計 ・排水口以外の箇所において排出することがない設計
		その9	第2編	誤操作防止に係るインターロック	焼却処理設備 固体廃棄物処理設備・II セメント固化装置 高圧圧縮装置 金属熔融設備 焼却・熔融設備	26 誤操作防止インターロック 94 誤操作防止インターロック 127 誤操作防止インターロック 201 誤操作防止インターロック 205 誤操作防止インターロック 211 誤操作防止インターロック	その9添付書類4	—	・新規要求事項（散逸防止対策（既設））

別表3 放射性廃棄物処理場の新規規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第35条	廃棄物処理設備	その9	第3編	金属熔融設備及び焼却・熔融設備の圧力逃がし機構の設置	金属熔融設備 焼却・熔融設備	203 金属熔融設備 208 焼却処理設備 209 プラズマ熔融設備	その9添付書類5	—	・新規要求事項 (散逸防止対策(既設))
			第4編	管理区域外への漏えい防止対策及び溢水防止対策	第1廃棄物処理棟 洗浄液ピット 屋内排水槽 液体廃棄物B用排水槽 第3廃棄物処理棟 廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽 蒸発処理装置・I セメント固化装置 解体分別保管棟 洗浄液集水槽・I 洗浄液集水槽・II 減容処理棟 廃液槽I 廃液槽II 廃液槽III 廃液槽IV	9 堰 20 堰 23 堰 57 堰 108 堰 115 堰 118 堰 121 堰 125 堰 130 堰 144 堰 154 堰 157 堰 179 堰 187 堰 190 堰 193 堰 196 堰	その9添付書類6-2	—	・新規要求事項 (漏えい拡大防止対策(既設)) (漏えい拡大防止対策(一部工事)※) ※第3廃棄物処理棟蒸発処理装置・I周囲の堰の嵩上げ工事
		既認可設備からの設計変更なし							・換気設備、排気筒 ・塔槽類等 ・処理設備等 ・インターロック ・セル、アイソレーション室 ・天井クレーン(解体室) ・堰(解体室出入口等) ・解体室 ・前処理チャンバ(減容)
第36条	保管廃棄設備	その9	第8編	処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所の容量	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟	28 廃棄物一時置場 29 灰取出し室 30 1階保管庫 31 2階保管庫 95 処理前廃棄物収納セル 96 コンクリート注入室 97 廃棄物保管室 98 廃棄物保管エリア 132 固化体保管エリア 133 保管庫A 134 保管庫B 165 処理前廃棄物保管エリア 166 物品検査エリア 214 一時保管室 215 一時保管室	その9添付書類10	—	・新規要求事項 (保管場所の容量(既設))
			第9編	固体廃棄物一時保管棟の構造及び容量	固体廃棄物一時保管棟	250 建家	その9添付書類11-2	—	・新規要求事項 (保管場所の容量(既設)) ・解体分別保管棟(保管室) ・保管廃棄施設
		既認可設備からの設計変更なし							
第37条	原子炉格納施設	該当なし							
第38条	実験設備等	該当なし							
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	該当なし							
第40条	保安電源設備	該当なし							

別表3 放射性廃棄物処理場の新規規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請		設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第41条	警報装置	その3	第3編	液体廃棄物の廃棄施設の漏えい警報装置の設置	排水貯留ポンド	217 液位計（2台）	その3添付書類5	—	・液位計及び警報発報（中央警備室への警報発報のみ新設）
		その6	第1編	液体廃棄物の廃棄施設の漏えい警報装置の設置	洗浄液ピット 屋内排水槽 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽 廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽 蒸発処理装置・I セメント固化装置 洗浄液集水槽・I 洗浄液集水槽・II サンプピット・I サンプピット・II 廃液槽I 廃液槽II 廃液槽III 廃液槽IV 排水槽	19 液位計（2台） 22 液位計（1台） 53 液位計（2台） 55 液位計（1台） 58 漏えい検知器（1台） 116 漏えい検知器（3台） 119 漏えい検知器（3台） 122 漏えい検知器（1台） 126 漏えい検知器（2台） 131 漏えい検知器（1台） 155 漏えい検知器（1台） 158 漏えい検知器※1 160 液位計（1台） 162 液位計（1台） 188 漏えい検知器（1台） 191 漏えい検知器※2 194 漏えい検知器※2 197 漏えい検知器（1台） 199 液位計（4台）※3	その6添付書類3	—	・液位計、漏えい検知器及び警報発報（中央警備室への警報発報のみ新設） ※1：洗浄液集水槽・Iと共用 ※2：廃液槽Iと共用 ※3：2台新設
既認可設備からの設計変更なし									・放管設備等
第42条	通信連絡設備等	その3	第2編	通信連絡設備の設置	排水貯留ポンド	218 通信連絡設備	その3添付書類4	—	・新規要求事項（通信連絡設備（既設））
		その9	第6編	通信連絡設備の設置	保管廃棄施設・L 第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟 廃棄物保管棟・M-1 廃棄物保管棟・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 固体廃棄物一時保管棟	220 通信連絡設備 14 通信連絡設備 41 通信連絡設備 111 通信連絡設備 149 通信連絡設備 182 通信連絡設備 222 通信連絡設備 225 通信連絡設備 229 通信連絡設備 232 通信連絡設備 235 通信連絡設備 243 通信連絡設備 252 通信連絡設備	その9添付書類8	—	・新規要求事項（通信連絡設備（既設））